

当座貸越根保証

反復継続的にご利用いただける、当座貸越形式の保証制度です。

資格要件

(1)～(3)のすべてに該当し、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる中小企業者

【個人】

(1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っていること

(2)申込金融機関との与信取引を6ヶ月以上有すること

(3)(1)～(4)のいずれかに該当すること

①保証申込直前期決算におけるCRD(中小企業信用リスクデータベース)を活用した保証協会によるスコアリングが、一定基準以上であること

②保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリングが前記①CRD基準と同等以上であること

③青色申告であり、保証申込直前期決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己主義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること

④青色申告であり、保証申込直前期決算において申告所得100万円以上を計上し、かつ不動産等物的担保の提供があること

【法人】

(1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っていること

(2)申込金融機関との与信取引を6ヶ月以上有すること

(3)(1)または(2)のいずれかに該当すること

①保証申込直前期決算におけるCRDを活用した保証協会によるスコアリングが、一定基準以上であること

②保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリングが前記①CRD基準と同等以上であること

資金用途

運転・設備・返済資金(事業資金)

保証限度額

100万円以上2億8,000万円

保証期間

1年間または2年間(ただし、更新は可能)

保証割合

責任共有対象(80%保証)

貸付金利

金融機関所定利率

返済方法

約定返済または隨時返済

担保

原則として5,000万円以内は無担保とし、5,000万円を超える場合は担保が必要となります。

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。

詳細は「[経営者保証を不要とする取り扱いについて](#)」をご覧ください。

保証料率

年0.39%～年2.07%

※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり

必要書類

・所定の申込書類一式